

平成19年：学校教育法の改正

自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化



平成23年1月：

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」  
答申

※質の改善・充実を図るため専修学校における学校評価ガイドラインの策定を提言。



平成24年度5月～2月：

専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

## 専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

### 〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

### 〈定義〉

自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、  
所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価

第三者評価：学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

### 〈外部アンケート等の活用〉

- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。
- ※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

### 〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

#### ○教育理念・目的・育成人材像

- ・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等

#### ○教育活動

- ・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
- ・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
- ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等

#### ○生徒・学生支援

- ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
- ・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等